

## ○吉川市総合振興計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉川市市民参画条例施行規則(平成17年吉川市規則第12号)第6条第4項の規定に基づき、吉川市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴申込み)

第2条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿(以下「受付簿」という。)に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体については、受付簿に団体の名称、人員並びに代表者又は責任者の住所及び氏名を記入しなければならない。

3 受付簿に前2項に規定する事項を記入した者は、係員の確認を得た後に傍聴することができる。

4 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、抽選その他の方法により許可するものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員は、会議を行う場所(以下「会場」という。)の広さを考慮し、その都度定めるものとする。

(傍聴人の入場制限)

第4条 傍聴者が定員に達したときは、入場することができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(会場に入ることのできない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及び傘の類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用している者

(4) 笛、太鼓、ラッパ等の楽器類並びに拡声器及び無線機の類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼし、又は会場の秩序を乱すと認められる者

2 児童及び乳幼児は、会場に入ることができない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事の妨害をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、報道機関等による写真撮影、録画及び録音で会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開くことを審議会が決定したときは、速やかに、会場から退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成28年11月14日から施行する。